

第16回

兵庫県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会議事録

令和5年3月14日 開会

同 日 閉会

兵庫県後期高齢者医療広域連合

神戸市 センタープラザ6階 小会議室⑦

目 次

出席委員	1
説明のため出席した者	1
日程	1
第 1 開会	2
第 2 議事	
(1) 審議事項 特定個人情報保護評価の再実施に係る点検について ..	3
(2) 報告事項 ①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例 の整備について	17
②情報公開・個人情報保護制度の実施状況について ..	23
第 3 閉会	25

第16回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会議事録

令和5年3月14日（火曜日） 午後2時開議

出席委員（5名）

会 長 力 宗 幸 男
小 川 一 茂
加 藤 友 野
坂 井 希千与
田 中 伸 明

説明のため出席した者

事 務 局 長 児 玉 成 二
事 務 局 次 長 藤 本 豊 記
情報システム課長 金 高 裕 一
総務課総務係長 伊原木 徹
情報システム係長 岸 本 拓 也
総務課総務係 梶 本 愛
同 荒 木 裕 介

日程

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 審議事項
特定個人情報保護評価の再実施に係る点検について
 - (2) 報告事項
 - ①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について
 - ②情報公開・個人情報保護制度の実施状況について
- 3 閉会

○事務局（藤本事務局次長） それでは定刻となりましたので、開会をお願いしたいと存じますが、本日の案件は、審査請求に係る調査審議の手続きではございませんので、公開開催とさせていただきます。

なお、加藤友野委員は、遅参予定でございます。

それでは、会議の進行につきましては、力宗会長をお願いいたします。

○力宗会長 力宗でございます。

ただいまから、第16回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

開会にあたりまして、このたび新たに就任された委員の紹介を事務局からお願いいたします。

○事務局（藤本事務局次長） それでは、このたび新たに委員に就任いただきました方を御紹介いたします。

神戸新聞社論説委員の田中申明委員でございます。以上でございます。

○力宗会長 次に児玉事務局長から、御挨拶をお願いします。

○事務局（児玉事務局長） 事務局長の児玉でございます。

委員の先生方におかれましては、御多忙の中、当審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたび、神戸新聞社論説委員の田中委員におかれましては、奥原委員の後任として、令和4年5月10日より新たに審査会委員に御就任いただきましたこと、御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、制度発足から15年が経過し、この間、制度を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

昨年10月には、制度創設以来はじめてとなる窓口負担割合見直しが行われ、新たに2割負担が創設され、大きな転換期となりました。

さて、本日は、審議事項といたしまして、国民健康保険中央会が実施します後期高齢者医療事業の電算処理システムのクラウド化に伴いまして、特定個人情報の保管場

所が変更となることを受け、国から示されておりますテンプレートにのっとり、特定個人情報保護評価の再実施を行いましたので、委員の皆様には、内容の点検をお願いする次第でございます。

なお、変更内容につきましては、この後、所管課長から説明させていただきます。また、報告事項といたしまして、令和5年4月1日より、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、改正法による全国的な共通ルールが適用されることになり、当広域連合におきましても関係条例の整理を行いましたので、その内容の報告と、令和3年度の情報公開・個人情報保護制度実施状況につきまして御報告させていただきます。

最後になりますけれども、本日は限られた時間の中でございますが、委員の皆様がたの忌憚ない御意見をいただきたいと考えておりますので、何卒よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○力宗会長　ありがとうございます。それでは議題の審議に入らせていただきます。審議事項である特定個人情報保護評価の再実施に係る点検について審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（金高情報システム課長）　情報システム課長の金高でございます。本日は特定個人情報保護評価書の第三者点検ということで、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。昨年度に引き続き、2年連続の開催となってしまいましたが、どうぞよろしくお願いたします。それでは着座にて御説明させていただきます。

内容につきましては、事前にお送りさせていただきました資料に沿って、御説明させていただきます。この案件につきまして初めて御審議いただく委員もおられますので、少しお時間をいただき、特定個人情報保護評価そのものについて、簡単に御説明させていただきますと思っております。

広域連合では、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、我々は標準システムと呼んでおりますけれども、この標準システムを利用しまして、兵庫県下41市町と協力しながら日々業務を行っております。

この標準システムでは、個人番号、いわゆるマイナンバーとひも付いた特定個人情報ファイルを取り扱っておりますので、今回御点検いただく特定個人情報保護評価書の作成・公表が、法律で義務付けられております。

では、この特定個人情報保護評価書というのは何かということなんですけれども、情報漏えいなどの事故を未然に防止し、住民の皆さんの信頼を確保する目的で、あらかじめ想定されるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するために適切な措置を講じるということを宣言する文書です。

当広域連合では、平成27年10月にマイナンバーが導入された際、最初に、この特定個人情報保護評価書を作成しております。

ただし、特定個人情報保護評価書は、一度作成すれば終わりというものではありませんので、何らかの重要な変更があった場合は、その都度見直す必要がございます。

実際、平成29年7月に国の情報提供ネットワークシステムと接続し、国や他の地方公共団体などとの間で、法律で定められた範囲で必要なデータをやり取りする情報連携が始まった際に、一度見直しております。

また、何もなかったとしても社会情勢や技術の進歩に伴って、取り巻く状況が変わることから、定期的に直近の公表日から5年経過する前にも見直すこととされております。昨年度お願いした点検がこれに当てはまります。

そして今回、令和6年度より標準システムがクラウド化されるということになりました。先ほどお話ししましたとおり、重要な変更該当することになるため、再度の見直しとなるものです。

それでは、この後資料に沿って今回の修正内容について御説明させていただきます。

審議事項の資料1は、今回の特定個人情報保護評価の再実施についてまとめたもの

とその補足資料です。資料2は、パブリックコメントの実施に関するものでございます。資料3は、今回の特定個人情報保護評価書の変更箇所のみ抜粋したものでございます。資料4は、特定個人情報保護評価書の本体でございますが、分量が膨大でございますので、主に今回の主要な変更点をまとめた資料1を使いまして、御説明いたします。

また、ところどころなじみのない用語等が出てきますので、適宜、補足資料も御覧いただきながら御説明いたします。

それでは資料1を御覧ください。

具体的な修正内容については、裏面項番4になりますが、そこに至るまで、もう少しだけ御辛抱いただきまして、前提となるお話をさせていただきます。

まず、資料1の項番1は、後期高齢者医療広域連合電算システム（標準システム）のクラウド化についてでございます。

標準システムは、その名のとおりシステム自体が標準化されておりまして、全国47都道府県の広域連合が同じ標準システムを使用しております。この標準システムですが、厚生労働省からの委託によりまして、国民健康保険中央会が開発しております。この国民健康保険中央会については、別紙の項番1を御覧ください。国民健康保険連合会が国民健康保険法83条に基づき、都道府県ごとに設立されております。

兵庫県の国民健康保険団体連合会につきましては、当ビルの上層階に入居しております。

その全国47都道府県の国民健康保険団体連合会を会員として組織されているのが、国民健康保険中央会という組織でございます。記載しているような活動をされている団体でございます。

この標準システムですが、令和6年4月までに機器更改される予定であります。この機器更改は、これまでも制度発足後、システム開発されて以来、おおむね5年ないしは6年ごとに機器更改されてきています。

ただし、標準システムは全国都道府県で同じなのですが、設置場所は各都道府県の広域連合ごとのサーバーを使用している状況です。

その機器も5年ぐらいで経年劣化するため、これまでも機器更改自体は実施されてきております。

今回の機器更改では、次期標準システムがクラウド化されるものでございます。別紙の項番3を御覧ください。クラウドサービスとは、従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するものでございます。すなわち、手元に自前の機器がなくてもシステムが作ることができるというものです。

別紙の項番2を御覧ください。最近では、国がクラウド・バイ・デフォルト原則方針を示しております。これは政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針の中で、国が情報システムを新規に導入する際に、クラウドサービスの利用を第一候補（デフォルト）とする指針となっております。

今回この標準システムにつきましても、その原則にのっとりまして、クラウド上に構築されるというような流れになっております。

標準システムについて、基本的な部分は、国民健康保険中央会が責任を持って開発したり、まとめたりしますが、各広域連合で、被保険者やシステム利用職員の利便性向上のための機能追加が行われています。これは広域連合独自カスタマイズシステムになりますので、その点については、各広域連合が責任を持たなければなりません。

また、クラウド化に際して、現行の各都道府県の広域連合ごとに作ってるシステムの中にあるデータをクラウドに持っていかなければならないので、そういうシステムのデータなどの運用自体は、移行後も引き続き、各広域連合の責任というようになっております。

次に当広域連合の現状を簡単に御説明させていただきます。昨年12月末頃に、次期機器更改及び保守運用事業者を決定させていただきまして、令和5年度中にシステム

移行作業やテストを実施した上で、令和6年度からクラウド環境で次期標準システムを稼働させる予定でございます。

スケジュールにつきましては、下記図のとおりでございます。令和5年度前半に準備作業を行いまして、中盤ぐらいからテストをした上で、年度末ぐらいに切り替えできればというふうに考えてございます。

続きまして、資料項番2の特定個人情報保護評価再実施の必要性ですけれども、冒頭に御説明しましたとおり、重要な変更を加える場合は、この手続きを踏まなければなりません。

実施根拠につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律や特定個人情報保護評価に関する規則によりますが、特定個人情報保護評価指針で実務的事項が規定されています。

別紙項番4を御覧ください。この指針は、個人情報保護委員会が作成しております。個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、平成28年1月に内閣府の外局として設置された、いわゆる個人情報に係る業務を統括するような組織でございます。その委員会が、個人情報保護に関する基本方針の策定・推進や行政機関・事業者等、特定個人情報の取扱者に対する監視・監査等を行っております。

指針の中にはいくつかケースが列挙されておりますが、今回は特定個人情報の保管場所の変更に該当することになりますので特定個人情報保護評価再実施が必要ということになりました。

では次に、なぜこのタイミングなのかということですが、次期環境において本番データを利用する(テスト等も含む)までに実施しなければならないとされております。

上記スケジュールのデータ移行の項目に、リハーサルと記載しておりますが、そのタイミングで、本番データを一旦クラウドに移行させておかなければならないということでございますので、来年の4月では遅いということなのでこの時期に実施をさせていただいた次第でございます。

続きまして資料項番3の特定個人情報保護評価に関する規則第7条にのっとり続きについてでございます。

まず、(1)パブリックコメントですが、規則第7条第1項に記載されており、今回につきましては、令和5年1月25日から2月24日の1か月間実施させていただきました。

特定個人情報保護評価書の原案につきましては、事務局にて作成しておりますけれども、より透明性・信頼性を高めるため、パブリックコメント等の手続きが規定されております。

配布場所としましては、当広域連合、市町の後期高齢者医療担当の窓口並びに当広域連合のホームページ及び掲載可能な市町のホームページにリンク貼付する形で公表させていただきます。

なお、昨年度の審査会の中で、意見が出てこないのは周知が足りないのではないかというような御指摘がありましたので、少しでも多くの方の目に触れる方法として、掲載可能な市町（姫路市、伊丹市、宝塚市、丹波篠山市）のホームページに当広域連合のホームページのリンクを貼ってくださいというお願いをさせていただきました。微々たる努力なのかもしれませんが、新たな取り組みをさせていただきました。結果としては、残念ながら今回も一般の方からの御意見はございませんでしたので、今回お出ししている特定個人情報保護評価書の案につきましては事務局案のままという状況でございます。

続きまして、(2)の第三者点検の実施、これが規則7条第4項に規定されておりますけれども、まさしく今お願いをしてございます審査会での点検の実施ということになっております。

この後、本審査会でいただいた御意見を踏まえ、規則第7条第5項ないし第6項の規定にのっとり個人情報保護委員会に提出をした上で、広く一般に公表をするということでございます。

先ほども申し上げましたが、令和5年度当初から次期環境において、本番データが利用できるよう、可能であれば令和5年4月1日付けで公表できればと思っております。

以上が、特定個人情報保護評価の概要でございます。

それでは、本題でございますけれども、主に修正点について御説明をさせていただきます。

資料3が変更箇所の一覧でございます。

この変更箇所については、修正点のみ抜粋して御説明させていただきます。

なお、今回のクラウド化に伴いましては、後ほど御説明いたしますが、個人情報保護法の改正も踏まえた修正も一部入っております。

資料3の1ページ目2行目を御覧ください。まず1点目に、標準システムのクラウド化に伴う追記変更として、①標準システムにおける措置でございます。クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないようアクセス制御を行うという記載です。事前に力宗会長から御質問いただいておりますので、アクセス制御が技術的に可能かどうか確認させていただきました。これはクラウド事業者がクラウド環境を利用するためのIDを発行するということでございますけれども、その上に構築するシステムに対するアクセス制御というのは利用者（国民健康保険中央会や当広域連合）が、システムを構築する際に、そのシステムへのアクセスはそれぞれの利用者が設定するという事で、クラウド事業者がそのシステムに入ることはないということです。

なぜこういうことを記載しているのかということなんですが、個人情報保護委員会の見解といたしまして、こういう措置を施した場合においては、このクラウド事業者は、番号法上の委託には該当しないということでございます。つまり、単に場所を貸してもらおうということで、システムには全く関与しないというような事業者の場合は、これは番号法上の委託には該当しないということで、委託に関する手続きを踏まなく

ていいですということを確認するためにこの一文があるということでございます。

次に、標準システム設置場所についてですが、セキュリティ対策はクラウド事業者が行うこととなりますので、その制度についても記載をするということでございます。

まず第1に、各種セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証を取得していること。別紙の項番6を御覧ください。各種情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格というのがいくつかございます。

一番基本となるのがISO/IEC27001で、これがいわゆる個人情報セキュリティに関する基本的な機密性、完全性、可用性をバランスよく維持し、改善していくための仕組みがきちんと構築することを目的とした規格です。

次の27017や27018は、上記に追加して、27017の方はクラウドサービスを対象とした規格、27018は個人情報に特化した管理策を規格しております。

当広域連合だけに限りませんが、自前でそのシステムを設置する場合は、システム構築の手間が掛かる一方で、セキュリティ対策については、構築する主体が柔軟に設計することが可能でございました。しかし、こういったクラウドサービスを利用する場合は、クラウド事業者が提供するセキュリティ対策の中で運用しなければならないということでもあります。

最近では、クラウド事業者の品質やセキュリティ対策は向上しておりますが、全てを信用するだけの根拠がありませんので、第三者に認証されていることをもって、セキュリティを確保するというような環境になってきているということでございます。

第2に、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることや日本国内でデータ保管していることも条件としております。

この日本国内でのデータ保管につきましては、力宗会長より本当に確認が可能なかどうか御質問いただいております。

事務局で調べたり、確認したりしましたが、その実情まで利用者では確認が取れないということございました。この条件については、事業者との書面により契約締結

するしかないだろうと考えております。

第3に、クラウド事業者が提供するクラウドサービスがISMAPに基づくクラウドサービスリストに掲載されていること。これも先ほどと同じように第三者が認証しているということをもってセキュリティ対策を確保するということだと思います。別紙の項番7を御覧ください。ISMAPとは、政府が活用するクラウドサービスのセキュリティを評価する制度でございます。政府も先ほどのクラウド・バイ・デフォルト方針を推薦するに当たって、その安全性を担保できるよう、このISMAPに掲載されている事業者の中から選ぶことによって、セキュリティを担保するということになっております。

現に利用者において確認できない箇所につきましては、その認証制度を上手に利用することでセキュリティの高い事業者を選定することとし、本特定個人情報保護評価書に記載することで、県民に安心していただくということになるかと思っております。

②クラウド移行作業時に関する措置ですが、クラウド移行事業者の厳格管理及び移行作業に用いた電子媒体の破棄について記載しております。

セキュリティ対策を厳格化したとしても、移行時にいい加減な管理をしてしまいますと、そこから情報が漏れるという危険もございますので、移行に関しても漏れなく対策することを特定個人情報保護評価書の中で宣言しております。

③委託先の追加ですが、第1に、次期標準システム自体の開発及びクラウド環境の運用に係る部分を国民健康保険中央会に委託します、という文言を追記させていただいております。これについては、47都道府県広域連合共通でございます。

第2に、各広域連合独自カスタマイズシステム移行、各広域連合業務スケジュールに沿った標準システムの運用、現行システムデータの移行・テスト・システム切替えに係る業務の次期システム開発保守ベンダへの委託について記載しております。

当広域連合は現行ベンダから変更となりますので、本項目も追加記載となります。

以上がクラウド化に伴う追記・変更内容でございます。

続きまして、2点目に、デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に伴う修正でございます。

詳細については後ほど総務課より御説明があると思いますので、簡単に申し上げますと、個人情報保護条例はこれまで都道府県なり市町村ごとに、ばらばらであったことから、基本的には個人情報保護法に一括で規定されることとなりました。

今まで当広域連合の個人情報保護条例で、情報漏えいに関しては、罰則を定めておりましたが、今回、その部分について削除させていただきました。

3点目の文言の修正は、誤字脱字がございましたので、修正を行いました。

以上が主な修正点でございます。

最後に、力宗会長から事前にクラウド化に伴う市町にとってのメリットはなにかという質問をいただきました。当広域連合といたしましては、機械の管理から解放されるという意味である程度メリットがあると考えておりますが、市町におきましては、当広域連合が契約した全体のデータセンターに機械を置いており、各市町はネットワークを通じてシステムを使用していることから、そのシステムサーバーの位置が神戸から東京に移ったとしても何か変わるということではございません。

当初、国民健康保険中央会からクラウド化に伴うメリットとして、いわゆるスケールメリットによって費用が軽減されることが挙げられておりましたが、最近変わってきており、システム移行初年度は初期費用が掛かるので、実際効果が出るのは数年先という話になってきております。初年度からすぐに経費削減にはつながらないかもしれませんが、数年後安定稼働した際には、メリットも徐々には出てくるのかなと考えております。その費用的なものが具体的に何%という算出はできませんが、安定稼働した際には、多少期待できるのかなと考えております。

今回標準システムのクラウド化と個人情報保護法改正も含めて、この特定個人情報保護評価書を一部修正するため、案を提出させていただきますので、御審議のほどお願いいたします。

○力宗会長　　ただいまの事務局の説明に関して、御質問、御意見ございましたらお願いします。

○力宗会長　　事前の打合せのときもお伝えしましたが、一番気になるのは不具合です。まともに稼働するのでしょうか。

○事務局（金高情報システム課長）　　クラウド化がまだ新しい仕組みで、その辺りも国民健康保険中央会に頑張っていていただいておりますので、当然しっかりと検査した上で広域連合の方に下りてくるだろうと思っております。

○力宗会長　　それは、こちらではどうにもならない問題ですから仕方ないですね。

○事務局（金高情報システム課長）　　そうですね。こちらからも引き続き、要望してまいります。

○力宗会長　　他にございませんでしょうか。

○小川委員　　私の方から2点よろしいでしょうか。

○力宗会長　　はい。お願いします。

○小川委員　　まず1点目は、資料3の3ページ目のところ、標準システムにおける措置で、廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。これは、クラウド化した情報を廃棄することになると、今までのように各広域連合などがサーバーを持っているという状況でなくなるからこのようなことが付け加わるのでしょうか。つまり、自分の手元で確実に廃棄したかどうかを確認するすべがなくなるため、こういうプロセスが入ってくるかと思うのですが、例えばここでいう第三者の監査機関による監査というのは、どういう監査機関を想定しているのでしょうか。

2点目もそのまま引き続いてよろしいでしょうか。

○力宗会長　　はい。

○小川委員　　2点目は、11ページ目の3行目ですが、後発医薬品利用差額通知コールセンター利用業務が変更後なくなるということなんですけれども、これは単に委託

内容として、この業務がなくなるということであって、そのクラウド化に伴ってシステム上これがなくなるということではないということでしょうか。

○力宗会長 事務局お願いします。

○事務局（金高情報システム課長） はい。1点目ですけれども、これにつきましては、恐らくISMAPの枠組みの中で監査をするというような形になっているようです。

○力宗会長 小川委員。1点目についてはよろしいですか。

○小川委員 具体的に手順や頻度、そうした廃棄が適切になされているかどうかのチェック体制について、広域連合でこういうチェックをしましたので確実に廃棄消去されていますよと確認するときには、通知なり連絡が来るとしたらどれくらいの頻度で行うとか、今の説明では具体的なチェック方法などが分かりません。

○事務局（金高情報システム課長） 具体的な話は申し訳ございませんが、まだ国民健康保険中央会から話はありません。先ほどISMAPについて話した中で、一応監査に関する枠組みも整えていこうということとして、いわばそのISMAPに登録された事業者であることをもって、担保しているというような枠組みになるのかなと考えております。

○小川委員 それでは、具体的にどういう手順で監査を行うのか。その場合の第三者の監査機関がどういうものであるのかということについては、具体的には内容は分かっていないということでしょうか。

○事務局（金高情報システム課長） そうですね。ISMAPの中にどういう委員会があるのかは分からないのですが、クラウドサービス事業者も当然、ISMAPの枠組みに入っているということです。監査機関についてもそこに入っているということのようです。具体的なところは不明であります。第三者機関なり国なりのその認証、枠組みの中で動いている限りにおいては、信頼できるというような形でセキュリティを担保していくというような今後は流れになるのかなというふうに想定しております。

○力宗会長 逆に監査結果の報告をもらうということも難しいかもしれませんね。

○事務局（金高情報システム課長）　そうですね。その内容につきましては、運用が始まってからですね。やはり国民健康保険中央会なりに質問を投げかけていきたいと思えます。

○力宗会長　それでは2点目をお願いします。

○事務局（岸本情報システム係長）　2点目ですけれども、国民健康保険連合会に委託する業務を①～⑦番まで列挙してございます。そのうち、①番と②番の業務が特定個人情報を取り扱っている業務について記載しておりますが、ここの一部の業務の委託先を国民健康保険連合会から他の委託先に変更します。そのため、列挙している委託内容も、今回このタイミングに合わせて、修正させていただいた次第でございます。

○小川委員　クラウド化に伴い、事業が委託契約から外れるというわけではないということですね。

○事務局（金高情報システム課長）　そういうことではないです。クラウド化とは別物であって、文字を削除したのみでございます。

○小川委員　分かりました。ありがとうございます。

○力宗会長　他に御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは他に御意見もないようですので、この審議案件について審査会としての意見を取りまとめたいと思えます。

まず、特定個人情報保護評価書の点検結果についてですが、本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないと考えるのが妥当である。

というふうにしてはどうでしょうか。次に特定個人情報保護のための必要な措置ですが、電算システムのクラウド化に伴う特定個人情報の取扱いに当たっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないようにアクセス制御を行うとともに、クラウド移行作業時には評価書の記載内容に従い、特定個人情報保護に係るリスク対策の措置を確

実に実行する必要がある。というふうにはいかがでしょうか。

以上、今申し上げた2点で、今回の意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。何か御意見、ございますでしょうか。

(異議なし)

それでは今申し上げました結論を意見書としてまとめたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(事務局が意見書案を委員に配付)

それでは、配付されました意見書(案)を確認させていただきたいと思いますので、事務局よりよろしくお願いします。

○事務局(藤本事務局次長) 意見書案を読み上げいたします。電算処理システムのクラウド化に伴う特定個人情報ファイルの重要な変更のための特定個人情報保護評価の再実施に係る点検について、本審査会の意見は下記のとおりである。

1、特定個人情報保護評価書の点検結果、本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないと考えられるので妥当である。

2、特定個人情報の保護のための必要な措置、電算システムのクラウド化に伴う特定個人情報の取扱いに当たっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないようにアクセス制御を行うとともに、クラウド移行作業時には評価書の記載内容に従い、特定個人情報保護に係るリスク対策の措置を確実に実行する必要がある。以上でございます。

○力宗会長 この意見書案については、何かございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、広域連合長への意見書でございますが、今確認いたしました意見書案の内容で、案を外して私と事務局で調整の上、作成させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○力宗会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○力宗会長 それでは次に、報告事項に移らさせていただきます。

まず報告事項①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤本事務局次長） 事務局次長の藤本でございます。それでは報告事項の①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。着座にて御説明いたします。

○力宗会長 はい。お願いします。

○事務局（藤本事務局次長） 報告資料の①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備内容を御覧ください。先ほど児玉事務局長からも御説明申し上げましたが、個人情報の保護に関する法律が改正され、施行日の令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度は、法に基づく全国的な共通ルールで運用をされることとなりました。当広域連合におきましても、令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律が直接適用されることから関係条例の整備を行いましたので御報告を申し上げます。

まず、1 個人情報保護条例の廃止につきましては、法と重複する内容の規定を条例で定めることにつきまして、同一の取扱いにつきまして適用されるべき規定が法と条例に重複して存在することになるため許容されないとされましたことから、現行の個人情報保護条例は廃止するものでございます。

2 個人情報保護法施行条例ですが、地方公共団体においては、開示請求における手数料など、個人情報保護に関する法律において、条例への委任規定が設けられている事項及び法に許容される範囲内で必要最小限の事項についてのみ条例で規定できるとされましたことから、条例で定めるべき事項及び定めることが妨げられない事項(概

要)の表に掲げました内容を規定する法施行条例を新規制定いたしました。

まず、開示決定等の期限(第3条関係)につきましては、法では30日以内とされておりますが、当広域連合の現行条例では15日以内とされており、開示請求者の利便性を損なわないよう、現行条例と同じ15日以内としております。

次に、保有個人情報著しく大量である場合の開示決定等期限の特例(第4条関係)につきましては、法では60日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合とされておりますが、当広域連合におきまして、開示決定等の期限を15日といたしましたことから、決定を延長することができる期間である30日を加えました45日以内とさせていただき、結果、現行条例どおりとなっております。

次に、手数料、費用の負担(第5、6条関係)につきましては、現行条例と同様、開示の手数料は無料、開示請求者は写しの作成及び送付の実費を負担していただくとしております。

次に、運用状況の公表(第7条関係)につきましても、現行条例と同様、毎年度1回公表をすることとしております。

次に、審査会への諮問(第8条関係)につきましては、法第129条において、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、機関が保有する個人情報の適正な取扱いに必要な措置等の施策を講ずる場合、その他の場合において個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとされておりますことから、当審査会に諮問させていただく内容を規定するもので、法施行条例を改正又は廃止しようとする場合、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために講じる必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の規則を定めようとする場合に、当審査会に諮問することができるとしております。

なお、現行条例の個人情報取扱事務目録につきましては、法に個人情報ファイル簿というものが規定されておりました、そちらと大きな違いがないことから法施行条例では規定せず、廃止をすることといたしました。

次のページを御覧ください。3 情報公開・個人情報保護審査会条例、本審査会の条例の一部改正ですが、【参考】審査会条例の所掌事務に係る新旧対照表にありますとおり、現行の個人情報保護条例に関する部分の記述を、法及び法施行条例の記述に変更しております。

なお、改正後の第3条第1項第4号、第5号につきましては新設でございます、これは後ほど御説明申し上げます議会関係の個人情報保護につき、地方自治体の議会は法の適用の対象外とされたことから、議会に係る諮問について新たに規定をしたものでございます。

次ページを御覧ください。改正法施行後の当審査会の所掌事務をまとめております。

まず、開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る審査請求が出ました場合に、広域連合の機関から当審査会に諮問をさせていただきます、諮問に対する調査審議及び答申につきましては、これは従前同様必須の事項でございます。

次に3点ございますが、先ほど法施行条例でも説明を申し上げました法施行条例の改正又は廃止時、安全管理措置の基準策定時、個人情報の取扱いに関する運用上の規則策定時の諮問に対する調査審議及び答申につきましては、特に必要と認めるときに実施ができるものでございます。

次に、本日もお願いをいたしました特定個人情報保護評価（PIA）の第三者点検につきましては、必須の事項でございます。

現行の条例の規定のうち、個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、オンライン結合による提供の制限の例外に係る調査審議につきましては、国の方で、いわゆるオンライン結合制限や目的外利用制限に関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定める

ことは許容されないとされたことから、今回の規定の整備にはおりこんでございせん。

今後は、これまで当審査会からいただきました答申の内容を参考に、法の適用対象となる内容であるか否かを判断してまいりたいと考えております。

最後に、4 議会の個人情報の保護に関する条例の新規制定についてでございます。現行条例は広域連合議会も対象としておりますが、改正後の個人情報保護に関する法律では、地方公共団体の議会は、法が定める規律の適用対象外とされた一方で、各議会が条例等により共通ルールに従った自律的な措置を講じることが望ましいとされたことから、法及び法施行条例の取扱いと同様の基準を定める議会の個人情報の保護に関する条例を新規制定したものでございます。

以上が概要の説明で、資料には新規制定をしました個人情報保護法施行条例、改正後の情報公開・個人情報保護審査会条例、新規制定をしました議会の個人情報の保護に関する条例を添付しております。報告事項1につきましては以上でございます。

○力宗会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明に関して、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

○田中委員 開示請求に関してですけれども、法は30日以内としているが、広域連合は利用者の利便性を考えて15日以内、現行どおりとするということなんですけど、実績的にその公開が15日以内で大体出来ているのでしょうか。と言いますのも、私が請求したときには、結構延長が多かったんです。延長するのであれば、15日ってあまり意味がなくて、もしかしたら45日かかる可能性だってあるんですよ。それが本当に利便性につながるかどうか確認で御質問させていただきます。

○事務局（藤本事務局次長） なるべく早く開示決定をさせていただきたいということで、今後事務を進める上においても15日としております。

○田中委員 できれば延長も15日にしてもらえれば一番いいかなと思うんですけども。我々はよく請求することが多いんですけども、結構待つことが多い。もうちょ

っと早くなったらありがたいなと思いました。

○事務局（藤本事務局次長） ありがとうございます。

○力宗会長 15日というのは何を根拠にしてるんですか。

○事務局（藤本事務局次長） 15日の根拠ですか。

○力宗会長 はい。

○事務局（藤本事務局次長） 現行条例が15日となっておりますので。

○力宗会長 現行がそうなってるということは15日でできるという何か根拠があったわけでしょう。本条例も15日でいけるであろうということなんですか。

○事務局（藤本事務局次長） そうですね。はい。

○田中委員 大体15日で開示できるものなのですか。

○事務局（梶本職員） 第三者に意見を照会しなければならないという開示請求の場合は、どうしても延長となることもあります。原則、ほとんど延長することなく開示している状況です。

○力宗会長 田中委員が請求されたときは延長、延長であったわけですか。

○田中委員 延長がありましたね。であれば、最初から30日で良いのではないかと趣旨で今申し上げました。

○力宗会長 なるほど。ありがとうございます。他、何かないでしょうか。

○小川委員 2点よろしいでしょうか。1点は、今回の法改正で出てきた仮名加工情報と匿名加工情報なんですけども、議会条例では定義されており、法施行条例では、法施行令の例によるとなっているが、実際に取り扱う予定はあるのでしょうか。

○事務局（伊原木総務係長） 任意で定められておりますので、現在のところはないですけども、将来的に他の市町であるとか他の広域連合の状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○小川委員 ありがとうございます。2点目なんですけれども、この議会の条例に関して、議会条例の第2条第1項第11号に、保有特定個人情報とは、職員が職務上作

成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものをいうという定義になっています。この定義からすると、議会の議員が職務上作成あるいは取得した個人情報というのは、この保有特定個人情報に該当しないのでしょうか。その議会の議員が取得した情報を議会で発言をしたりするという事は、職員が取得したものであるということになると思います。議会の議場において、例えば何か出てきてその職員が組織的に利用するというわけではないけれども、議会としてその情報を情報として持つておく場合であるとか、そういうケースですとこの定義に当てはまるのでしょうか。ちょっと容易に想定し難い事態ではあるんですけども、確認させてください。

○事務局（伊原木総務係長） 議員が保有している情報というのは、我々の把握できる許容範囲を超えてしまっている場合があるかと思いますが、今回、議員が保有する情報は対象とさせていただきます。

○小川委員 職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているというのが、結局その職員というのは議会事務局の職員であって、議会が保有しているということになるのでしょうか。職員が作成取得したもので、職員が組織的に利用するものが、議会が保有しているという意味になるのでしょうか。

○事務局（伊原木総務係長） 例えばですけども、議会の議員に報酬を払う場合の口座情報を事務局の職員が取得することが、議会が保有する個人情報となっております。

○小川委員 議会が保有しているというと、通常議会というのは本会議や委員会、それから議会事務局も議会の組織の中に入るので、その職員が組織的に利用することで前提に置かれているのが議会事務局が保有している情報だけを指しているとすると、その本会議や委員会などで議会事務局の手を経ずに、議員同士の間で、例えばこの特定個人情報に当たるようなものがやり取りされたというような場合、それでも議会の事情や委員会でやり取りされたのであれば、議会が保有しているというこ

とになります。その前段の職員が職務上作成し取得したものにはならないということになると、扱いはどうなるのかと。さっきも言ったように、まず起こることではありません。

○力宗会長 要するに、区別しないといけないかどうかということですね。

○小川委員 区別しないといけないかどうか、この読み方ですと、本会議だけ、あるいは委員会だけで出てきた情報、それとは別に職員が組織的に利用するものではないけれども、議会の中では認識されていると、そういう場合はどうなるのか、あるいはそういう事態はあり得ないとは思いますが。

○力宗会長 確かに曖昧ですね、これは。

○事務局（伊原木総務係長） 各議員さんが議員活動として活動される分まで、この条例で制限するまでではないですよというような趣旨も含めまして、そういうような表現になっているようです。

○小川委員 容易に起こりうる事態ではないかとは思いますが、条例として4月1日から施行されるということなので、運用はお任せします。

○力宗会長 他にございませんでしょうか。

それでは次に行かせていただきます。報告事項②情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、事務局からお願いします。

○事務局（藤本事務局次長） それでは、報告事項②情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、御説明申し上げます。

報告事項②情報公開・個人情報保護制度の実施の状況について、という資料を添付させていただいておりますので、その資料を御覧ください。この資料項番1、令和3年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、御報告を申し上げます。まず1 情報公開制度の実施状況でございますが、令和3年度は、請求件数が2件で、開示が2件ございました。

続きまして、2 個人情報保護制度の運用状況のうち、（1）開示請求でございま

すが、被保険者本人や遺族の方からの開示請求で、診療履歴やレセプト、柔道整復施術療養費申請書の開示請求がございました。令和3年度は、請求が42件、開示が40件、部分開示が1件、取下げが1件ございました。部分開示の1件につきましては、当該文書のうちの金融機関情報や口座情報を非開示としたものでございます。

(2) 訂正請求・利用停止請求の状況ですが、令和3年度は、訂正請求・利用訂正請求はございませんでした。

運用に当たりましては、関係法令や広域連合の後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領等に基づき実施をしております。

3 目的外利用及び第三者提供の状況についてでございますが、表に記載のとおりではございますけれども、1は弁護士照会や捜査事項照会など法令で定めがあるときに33件ございました。2は労働基準監督署からの照会、これは労災認定に係るものですが、本人に提供、又は本人同意があるときに36件ございました。5は法律等に基づく監査及び指導等と認められるときに48件ございました。6は構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等に認められるときに5件ございました。

なお、この実施状況につきましては、令和3年度分を令和4年7月6日にホームページ上で公表しております。

以上、報告事項2の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について御報告を申し上げます。以上でございます。

○力宗会長 ただいまの御報告について何か御質問等ございますでしょうか。

○力宗会長 目的外利用及び第三者提供の状況で令和2年が193件と何か多いのは何か理由は分かるんですか。たまたまでしょうか。

○事務局(藤本事務局次長) 5は監査の件数によって大きく増加しておりますが、この監査といいますのが、兵庫県が医療機関に行う指導監査ですので、どういう理由かの御説明は難しいところでございます。

○力宗会長　　コロナウイルスとは関係ないのでしょうか。

○事務局（藤本事務局次長）　　現状手持ち持ち合わせございませんので、コロナウイルスとの関係についても説明が難しいと思っています。

○力宗会長　　それでは、その他、何かございますでしょうか。田中委員、初めてお越しいただき何か運営等を含めても何かございませんでしょうか。

○田中委員　　特にありません。

○力宗会長　　それでは他に何もなければ、事務局からお願いします。

○事務局（児玉事務局長）　　本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。委員の皆さんからいただきました御意見、御提案を踏まえまして、特に標準システムのクラウド化個人情報保護に十分に注視しながら準備を進めてまいりたいと考えてございます。本日はありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○力宗会長　　これを持ちまして、本日の審議を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

以　上